

## ◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

### 1. 条例見直しの理由

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」（以下「国基準」といいます。）に基づき定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号）」（以下「基準条例」といいます。）は、平成27年4月1日に施行されました。

基準条例では施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、令和元年度中に見直しを行います。

### 2. 基準条例の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連三法」により、児童福祉法の一部が改正され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされ、また、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については国基準に従い定めるものとし、その他の事項については国基準を参酌するものとされました。

平成26年4月30日付、厚生労働省令第63号により、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、国基準が定められました。

本市としては、基準条例第9条の「設備の基準」の第2項において、専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならないとされているところ、基準条例施行時の平成27年4月1日に現存している放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）について、当分の間経過措置を設けています。

なお、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。（児童福祉法第6条の3第2項）

**【参考】**

従うべき基準	参酌すべき基準（主なもの）
<p>〔第 10 条第 2 項〕 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上（うち 1 人を除き、補助員が代替可）</p> <p>〔第 10 条第 3 項〕 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの</p> <p>①保育士 ②社会福祉士 ③教諭 ④児童福祉事業従事者（2 年以上） ⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等 ⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2 年以上） ⑦放課後児童健全育成事業従事者（5 年以上）</p> <p>〔第 10 条第 5 項〕 支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が 20 人未満の場合で、支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）</p>	<p>〔第 9 条第 2 項〕 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上</p> <p>〔第 10 条第 4 項〕 一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね 40 人以下</p> <p>〔第 18 条第 1 項〕 開所時間は原則平日 3 時間以上、土日長期休業期間等は 8 時間以上</p> <p>〔第 18 条第 2 項〕 開所日数は原則 1 年につき 250 日以上</p>

### 3. 基準条例制定後の改正経過

施行期日	改正の内容
平成 28 年 1 月 1 日	<p>「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の施行に伴う「厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定」に伴い、従うべき基準である第 10 条(職員)の規定を次のとおり改正しました。</p> <p>○第 10 条第 3 項第 1 号について、「保育士の資格を有する者」を「保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 8 項において準用する法第 18 条の 18 第 1 項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者を含む。)の資格を有する者」に改正しました。</p>
平成 30 年 4 月 1 日	<p>国基準の一部を改正する省令の公布に伴い、従うべき基準である第 10 条(職員)の規定を次のとおり改正しました。</p> <p>○第 10 条第 3 項に第 10 号として、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を新設しました。</p> <p>○第 10 条第 3 項第 4 号について、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者」に改正しました。</p>

## 4. 条例見直しの内容

### (1) 従うべき基準の参酌化

児童福祉法の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第9次地方分権一括法)が令和元年5月31日に成立し、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直しが行われました。

#### 【児童福祉法 抜粋】

改正前	改正後
第34条の8の2 (略) 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、 <u>放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u> 3 (略)	第34条の8の2 (略) 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 3 (略)

#### (対応案)

基準条例では、国基準に基づき、放課後児童健全育成事業に従事する者については、「一定の基礎資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したもの」、その員数については、「支援の単位ごとに2人以上(うち1人を除き、補助員が代替可)」としています。

この基準については、条例の制定から今日まで、放課後児童クラブにおける大きな事件・事故はなく、児童の安全が十分に保たれているものと判断します。

また、この基準は、放課後児童クラブの質や安全性について一定の水準が担保されるよう従うべき基準として定められたものと捉えていますので、緩和については慎重に対応すべきと考えます。

さらに、放課後児童クラブの関係者からは、仮に現行の配置基準を引き下げた場合、子どもの安全を守ることができなくなるとともに、遊びや活動を制限せざるを得なくなるとの理由から、条例の基準を堅持してほしいとの声を聞いています。

以上から、現行の基準を継続し、改正は行わないこととします。

## (2) 専用区画の面積基準に関する経過措置

基準条例施行当時、「児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>」という放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）に必要な「専用区画」の面積基準を満たせない放課後児童健全育成事業者が生じる可能性があったため、基準条例施行の時点で運営している事業者については、本市独自の基準として、面積基準への適合を当分の間猶予する経過措置を設けています。

### (対応案)

依然として定員を超えて受け入れている放課後児童クラブがあるため、引き続き当該経過措置を設けることとします。

## (3) 放課後児童支援員認定資格研修の修了に関する経過措置

放課後児童支援員は「研修を修了したもの」でなければならないが、国基準に合わせて平成32年（令和2年）3月31日までに修了することを予定している者を含むとしています。

### (対応案)

当該経過措置期間までに修了できないことへの自治体や関係者の懸念の声を受け、国は「今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れる」としていることから、今後の国基準の改正内容を踏まえ、同様の改正を行うこととします。

## (4) 研修の実施機関の拡大及び専門職大学等の制度化

- ①放課後児童支援員は、一定の基礎資格を有するものであって、都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）を修了したものでなければならないとされているが、当該研修について、指定都市の長も行うことができることとなり、国基準が改正されました。
- ②「学校教育法の一部を改正する法律」の平成31年4月1日施行に伴い、大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学等が制度化されたことに伴い、国基準が改正されました。

【国基準 抜粋】

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による<u>専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

(対応案)

国基準と同様の改正を行うこととします。

## 5. 見直しのスケジュール（予定）

- ◎ 6月 子ども育成分科会①
  - ・ 基準条例見直し案について検討
  
- ◎ 8月 子ども育成分科会②
  - ・ パブリック・コメント手続案の検討
  
- ◎ 9月 市議会に報告
  - ・ パブリック・コメント手続案を報告
  
- ◎ 10月 パブリック・コメント手続
  
- ◎ 12月 子ども育成分科会③
  - ・ 見直し基準条例案の決定、答申
  
- ◎ 3月 市議会に議案を提出